

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福井県あわら市

2 構造改革特別区域の名称

あわら市幼児教育推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

福井県あわら市の区域の一部（旧芦原町）

4 構造改革特別区域の特性

あわら市は、平成16年3月1日に坂井郡芦原町と同郡金津町が合併して福井県第8番目の市として誕生した。

市の面積は116.99平方キロメートルで、東西約14キロメートル、南北約14キロメートルに広がっている。

あわら市は、福井県の最北端に位置し、北部には北潟湖及び坂井北部丘陵地帯が、中央部にはJR芦原温泉駅と芦原温泉街を核とした2つの市街地が、南部には田園地帯が、東部には刈安山、風谷峠及び劔ヶ岳を結ぶ標高500～600メートルの森林地帯がそれぞれ位置しており、田園地帯と市街地の間を縫うように県下五大河川の一つ、竹田川が流れている。

交通は、JR北陸本線、えちぜん鉄道、北陸自動車道、国道8号及び国道305号の主要交通網が南北を貫き、JR芦原温泉駅及び金津インターチェンジは、福井県嶺北地方の玄関口として重要な位置を占めている。

平成12年国勢調査における旧芦原町と旧金津町の人口の合計は32,178人で、平成2年の31,743人に比べると増加はしているものの、平成7年の32,432人からは減少しており、平成16年8月1日現在の住民基本台帳人口では31,884人と、漸減傾向にある。

特に旧両町の区域は、女性の就業率全国一の福井県（55%）の中でも、旧芦原町が60%、旧金津町が66%と、女性の就業割合が極めて高いという理由もあって、就学前児童数は、旧両町の合計で、1,704人（平成13年度）、1,617人（平成14年度）、1,570人（平成15年度）と減少しており、平成14年度の合計特殊出生

率も旧金津町が 1.26 人、旧芦原町が 1.19 人と、全国平均（1.32 人）及び福井県平均（1.51 人）と比較しても少子化の傾向が顕著となっている。

特に旧芦原町では、少子化が極端に進んでいる地区があることや、夫婦共働き世帯が多く、温泉観光地という土地柄でもあることなどから、これまでも児童の長時間保育に対する要望が大変強かった。

更に、幼稚園及び保育所では、少子化の影響等による定員割れが生じ、特に幼稚園については、十数人によるクラス編成を余儀なくされていることから、幼稚園の目的である集団生活の経験とこれに対する意欲の涵養もその達成が困難な状況にある。

こうしたことなどを背景に、平成 9 年、保護者から町及び町議会に対し、幼稚園の保育時間延長等に関する陳情が提出されたのをきっかけとして、旧芦原町では、学識経験者、保護者代表等による「幼児教育懇話会」及び関係職員による「幼児教育検討委員会」を設置し、住民のニーズに沿った幼児教育について調査・研究を進めてきた。

その後、平成 14 年 2 月には、幼児教育懇話会から「保育に欠ける、欠けないにかかわらず、幼児に等しく就学前教育を受ける機会を与えることと、社会情勢の変化や多様化する保育ニーズに対応できるよう、公立の保育所と幼稚園を統合し、一体化させた施設を設置して、幼児教育を実施するのが望ましい」との提言を受けたところである。

このような状況の中で、女性の社会参画等による共稼ぎ世帯の増加と少子化の進展等により、子育てを取りまく環境は大きく変化し、旧芦原町幼児教育懇話会の提言をまつまでもなく、幼保一元化による一貫した幼児教育の実施、幼稚園・保育所の延長保育の実施等に代表される多様な住民ニーズに的確に対応するための支援策や環境整備が必要となってきた。

このため、旧芦原町では、将来的な幼児教育の推進を見込んで、平成 15 年 4 月から、公立保育所の名称を「幼稚園」と変更した。そして、今回の特別区域認定により、平成 17 年 4 月までに旧芦原町の区域に存する芦原南、本荘及び北潟の 3 幼児園施設の一部を幼稚園に転用することにより、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について（平成 10 年 3 月 10 日付け文初幼第 476 号・児発第 130 号）」に基づく施設とし、保育所児と幼稚園児の合同保育を行うものである。こうした幼保一元化による幼児教育を推進することにより、保育所と幼稚園の合同カリキュラムの作成や保育内容の充実、改善等を図り、子どもたちの成長に合わせたより合理的な指導を行うこととする。また、複数年保育を実施することにより、小学校入学まで一貫した幼児教育を実施するものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

幼保一元化による幼児教育を実施する施設として、旧芦原町幼児教育懇話会では「保育所と幼稚園を統合し、一体化させた施設」の設置を求めている。

しかしながら、旧芦原町及び合併後のあわら市としても、新しい施設の建設は困難であることから、現行の施設を最大限に活用して、幼保一元化としての幼児教育を進めることとしたものである。

具体的には、芦原幼稚園の園児を芦原南幼稚園において、本荘幼稚園の園児を本荘幼稚園において、北潟幼稚園の園児を北潟幼稚園において、それぞれの保育所児とともに合同保育を行うこととする。

設置を想定している 幼保一元化施設	一元化対象の保育所	一元化対象の幼稚園
芦原南幼稚園	芦原南幼稚園	芦原幼稚園
本荘幼稚園	本荘幼稚園	本荘幼稚園
北潟幼稚園	北潟幼稚園	北潟幼稚園

幼稚園児のうち、保護者の状況から保育に欠ける園児はすべて保育所児として保育し、それ以外の園児（3歳未満児を除く）を幼稚園児として保育するものとする。ただし、3歳児から5歳児までについては、保育所児、幼稚園児の区別なく同一のカリキュラムで保育し、一定の時間帯において合同活動を行う。

したがって、保育所児については午前7時30分から午後6時までの8時間を、幼稚園児は午前7時30分から午後1時までの4時間をそれぞれ保育することとなるが、この重複した時間が合同活動の時間帯となるものである。

こうした計画のもと、あわら市が幼保一元を軸とした幼児教育を推進する意義は、次に掲げるとおりである。

保育所児と幼稚園児を同じ保育室で合同保育することにより、幼児同士のふれあいを深めながら、多くの人と関わる楽しさを培うことができる。

女性の社会進出が拡大し、共稼ぎ世帯が増加する中、保育所・幼稚園の施設の枠にとらわれることなく子供を預けることが可能になり、保護者の社会参加を更に促進することができる。

少子化により施設に空きができた保育施設の有効活用を図ることができる。

3歳からの一貫した保育カリキュラムに基づく小学校就学前教育の実施が可能となり、幼児期にふさわしい社会性と意識が涵養できる。

なお、今回の特別区域認定申請に係る区域は、あわら市の区域のうち旧芦原町の区域において先行実施し、旧金津町の区域については、幼保一元化の効果やこれに対する市民のニーズを見極めながら、関係団体や機関との意見等を調整後実施するものとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

保育所児と幼稚園児を同じ保育室で合同保育することにより、幼児同士のふれあいを深めながら、幼児の社会性を涵養し、心身の健全な発達を目指す。

小学校就学までの一貫したカリキュラムによる幼児教育を行うことにより、保護者の子育てに対する不安や迷いの解消の一助となり、安心して子育てができる環境づくりを目指す。

保育に欠ける、欠けないといった家庭の事情にとらわれることなく子供を預けることが可能になり、その結果時間的余裕を生じた保護者の社会参加が促進され、雇用の安定による経済の活性化と、地域ボランティアの充実による地域全体の活性化につながる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

保育所は8時間を基本に保育に欠ける児童を保育・養育し、幼稚園は4時間を基本に3歳から5歳児までの児童を保育することとされている。

旧芦原町では、平成15年度の3歳から5歳児までの就学前児童数は336人であるが、平成16年度では326人となり、平成17年度以降も減少することが予想される。

このことから、幼児教育における教育効果の向上を目指すため、保育所と幼稚園の保育・教育内容の充実を念頭に置きながら、幼稚園という同一施設で保育所児と幼稚園児の合同活動を実施し、保育サービスの向上を図るものである。

女性の社会進出が拡大し、共稼ぎ世帯が増加する中、幼保一元化による幼児教育を推進することにより、保育所と幼稚園といった施設の枠にとらわれることなく子供を預けることが可能になり、保育所児と幼稚園児を同じ保育室で合同保育することで、園児同士のふれあいを深めながら、人と関わる楽しさを培うなど、教育・保育の向上が期待できるものである。

8 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連

する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・ 幼児教育カリキュラム作成のための「保育内容検討研究会」の設置
旧芦原町においては、平成14年に幼保一元化による幼児教育を念頭に置いた「幼児保育・教育カリキュラム」を作成したところであるが、幼児教育をより一層充実、向上させるため、保育内容検討研究会を設置し、指導内容の見直しや改善を行い、より充実したカリキュラムの作成を目指す。
- ・ 保育担当職員の研修事業
幼稚園において保育業務に従事する職員並びに旧金津町の区域の幼稚園及び保育所において保育業務に従事する職員に対する研修を随時実施し、職員の保育能力と資質の向上を図る。
- ・ あわら市における幼児教育指針の決定
特区が認定されることに伴い、あわら市には、旧芦原町の区域における幼保一元化保育と、旧金津町の区域における保育所及び幼稚園保育の異なる制度が施行されることとなるが、今後は、幼保一元化の効果やこれに対する市民のニーズを見極めながら、将来的な制度の一本化を目指すものとする。

別紙

1 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

芦原幼稚園、本荘幼稚園及び北潟幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

あわら市

(2) 事業が行われる区域

あわら市の区域の一部（旧芦原町）

(3) 事業の実施期間

平成17年4月から

(4) 特定事業の内容

幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について（平成10年3月10日
文初幼第476号・児発第130号）に基づき、特区内の幼児園を幼稚園と保育所
の共用化施設として位置付け、当該幼児園において、幼保一元となった保育・教
育を行う。

対象となる施設は次のとおりで、設置主体はいずれもあわら市である。

なお、この事業の実施に伴う施設の整備は行わない。

あわら市芦原幼稚園

あわら市本荘幼稚園

あわら市北潟幼稚園

5 当該規制の特例措置の内容

合同活動を行う幼児園児のうち、保護者の状況から保育に欠ける園児はすべて保
育所児として保育し、それ以外の園児（3歳未満児を除く）を幼稚園児として保育
するものとする。ただし、3歳児から5歳児までについては、保育所保育指針と幼
稚園教育要領に沿った同一のカリキュラムで保育し、一定の時間帯において合同活
動を行う。

したがって、保育所児については長時間保育児として午前7時30分から午後6

時までを、幼稚園児は短時間保育児として午前7時30分から午後1時までをそれぞれ保育することとなるが、この重複した時間が合同活動の時間帯となるものである。

なお、あわら市の保育所及び幼稚園で保育・教育に従事する職員は、全員が保育士資格と幼稚園教諭の免許を併有していることから、これらの職員に対し保育士及び幼稚園教諭の併任辞令を発令のうえ合同活動に当たせることとしており、将来の職員採用についても、保育士資格と幼稚園教諭の免許を併有する者に限って採用するものとする。

保育室面積等一覧

(単位：人、m²)

	合同保育予定人数				合同で保育する保育室の定員	合同で保育する保育室・遊戯室の合計面積	最低基準の1人当たり面積	最低基準面積
	3歳児	4歳児	5歳児	合計				
芦原南幼稚園	30	30	30	90	90	420.70	1.98	178.20
保育所児	20	20	20	60				
幼稚園児	10	10	10	30				
本荘幼稚園	30	30	30	90	90	351.63	1.98	178.20
保育所児	20	20	20	60				
幼稚園児	10	10	10	30				
北潟幼稚園	20	20	20	60	60	261.00		118.80
保育所児	15	15	15	45				
幼稚園児	5	5	5	15				

職員配置計画

(単位：人)

		0歳児 (3:1)	1・2歳児 (6:1)	3歳児 (20:1)	4・5歳児 (30:1)
芦原南幼稚園	児童数	0	30	30	60
	職員配置基準	0	5	2	2
	配置する職員数	0	5	2	4
本荘幼稚園	児童数	0	30	30	60
	職員配置基準	0	5	2	2
	配置する職員数	0	5	2	4
北潟幼稚園	児童数	0	15	20	40
	職員配置基準	0	3	1	2
	配置する職員数	0	3	1	2

別紙

1 特定事業の名称

9 1 4 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

芦原南幼児園、本荘幼児園及び北潟幼児園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

あわら市

(2) 事業が行われる区域

あわら市の区域の一部（旧芦原町）

(3) 事業の実施期間

平成17年4月から

(4) 特定事業の内容

幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について（平成10年3月10日
文初幼第476号・児発第130号）に基づき、特区内の幼児園を幼稚園と保育所
の共用化施設として位置付け、当該幼児園において、幼保一元となった保育・教
育を行う。

対象となる施設は次のとおりで、設置主体はいずれもあわら市である。

なお、この事業の実施に伴う施設の整備は行わない。

あわら市芦原南幼児園

あわら市本荘幼児園

あわら市北潟幼児園

5 当該規制の特例措置の内容

合同活動を行う幼児園児のうち、保護者の状況から保育に欠ける園児はすべて保
育所児として保育し、それ以外の園児（3歳未満児を除く）を幼稚園児として保育
するものとする。ただし、3歳児から5歳児までについては、保育所保育指針と幼
稚園教育要領に沿った同一のカリキュラムで保育し、一定の時間帯において合同活
動を行う。

したがって、保育所児については長時間保育児として午前7時30分から午後6

時までを、幼稚園児は短時間保育児として午前7時30分から午後1時までをそれぞれ保育することとなるが、この重複した時間が合同活動の時間帯となるものである。

なお、あわら市の保育所及び幼稚園で保育・教育に従事する職員は、全員が保育士資格と幼稚園教諭の免許を併有していることから、これらの職員に対し保育士及び幼稚園教諭の併任辞令を発令のうえ合同活動に当たせることとしており、将来の職員採用についても、保育士資格と幼稚園教諭の免許を併有する者に限って採用するものとする。

保育室面積等一覧

(単位：人、m²)

	合同保育予定人数				合同で保育する保育室の定員	合同で保育する保育室・遊戯室の合計面積	最低基準の1人当たり面積	最低基準面積
	3歳児	4歳児	5歳児	合計				
芦原南幼稚園	30	30	30	90	90	420.70	1.98	178.20
保育所児	20	20	20	60				
幼稚園児	10	10	10	30				
本荘幼稚園	30	30	30	90	90	351.63	1.98	178.20
保育所児	20	20	20	60				
幼稚園児	10	10	10	30				
北潟幼稚園	20	20	20	60	60	261.00		118.80
保育所児	15	15	15	45				
幼稚園児	5	5	5	15				

職員配置計画

(単位：人)

		0歳児 (3:1)	1・2歳児 (6:1)	3歳児 (20:1)	4・5歳児 (30:1)
芦原南幼稚園	児童数	0	30	30	60
	職員配置基準	0	5	2	2
	配置する職員数	0	5	2	4
本荘幼稚園	児童数	0	30	30	60
	職員配置基準	0	5	2	2
	配置する職員数	0	5	2	4
北潟幼稚園	児童数	0	15	20	40
	職員配置基準	0	3	1	2
	配置する職員数	0	3	1	2

保育室定員、面積、職員配置等一覧

(単位：人、㎡)

芦原南幼児園 (芦原幼稚園・芦原南保育園)	面積	定員	対象	実施人数	職員配置
保育室	45.00	22	3歳児	15	1
保育室	45.00	22	3歳児	15	1
保育室	45.50	22	5歳児	15	1
保育室	45.00	22	5歳児	15	1
保育室	161.70	81	4歳児	30	2
保育室	41.18	24	1歳児	12	2
保育室	41.15	20	2歳児	18	3
保育室	42.00	25	0歳児	0	0
合計	466.53	238		120	11

(単位：人、㎡)

本荘幼児園 (本荘幼稚園・本荘保育園)	面積	定員	対象	実施人数	職員配置
保育室	38.60	19	3歳児	15	1
保育室	38.60	19	3歳児	15	1
保育室	136.00	68	4歳児	30	2
保育室	36.00	18	5歳児	15	1
保育室	38.00	19	5歳児	15	1
保育室	40.30	24	1歳児	12	2
保育室	40.30	20	2歳児	6	1
保育室	42.00	21	2歳児	12	2
合計	409.80	208		120	11

(単位：人、㎡)

北潟幼児園 (北潟幼稚園・北潟保育園)	面積	定員	対象	実施人数	職員配置
保育室	62.00	31	1歳児	6	3
			2歳児	9	
保育室	49.00	24	5歳児	20	1
保育室	42.00	21	4歳児	20	1
保育室	40.00	20	3歳児	20	1
合計	193.00	96		75	6